

スタート

30年1月1日に江戸川区内に住んでいましたか

いいえ

30年1月1日現在住んでいた区市町村へお問い合わせください

はい

29年1～12月に収入はありましたか

はい

税務署で所得税の確定申告はしますか
◎確定申告が必要な方は右記参照。

いいえ

いいえ

同居の親族の方の「税法上の扶養親族」となっていますか
※「税法上の扶養親族」とは、確定申告や公的年金の源泉徴収票・給与所得者の年末調整で配偶者控除や扶養控除の対象となっている方（16歳未満の扶養親族を含む）です。

いいえ

次のいずれかに該当しますか
●国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している
※収入のない方でも保険料の減額や高額療養費の支給を受けるには申告が必要です。
●国民年金保険料の免除を申請する ●都営住宅に住んでいる
●各種手当を受給している ●課税証明書が必要である

いいえ

住民税の申告は不要です

職業または収入の種類は何ですか

会社員・パート・アルバイト・日雇いなどの給与収入がある	年金収入のみである	左記以外の所得がある
-----------------------------	-----------	------------

はい

勤務先から江戸川区に年末調整済みの給与支払報告書が提出されていますか

はい

はい

年金のうち、遺族・障害年金のみを受けていますか

はい

はい

いいえ

いいえ

次のいずれかに該当しますか
●65歳未満（昭和28年1月2日以降生まれ）で公的年金収入が105万円以下である
●65歳以上（昭和28年1月1日以前生まれ）で公的年金収入が155万円以下である

はい

あなたが扶養している方（親族・配偶者）は年金の源泉徴収票に記入されていますか

はい

年金の源泉徴収票に記入されていない控除（生命保険料・地震保険料・医療費など）を追加しますか

いいえ

いいえ

いいえ

はい

住民税の申告をしてください **ステップ2**へ